

投稿 ご注目ください！



来年(2024年)3月 美浜3号、高浜1~4号仮処分決定が出ます

福井県若狭町 石地 優

これからの福井の原発を左右すると思われる仮処分裁判が、12月12日に福井地裁で、13日に大阪高裁で行われました。福井地裁は、美浜原発3号機仮処分と高浜原発1~4号機仮処分が夫々別々の申立人で行われています(裁判長は同じ)。

▶福井地裁の美浜3号仮処分(第5回審尋)では、前回で双方のプレゼンが済み今回で審尋を終え、来年3月に決定が出る予定です。審尋の中で、関西電力側は裁判所に「大地震が起こる危険性を債権者(申立人・住民側)が証明する必要がある」と主張したが、裁判所は「地震はいつ起きるか分からないので証明する必要はない」と答えたとのことがあったようです。報告集会で「常識的な裁判官だなーと思った」との弁護団の感想がありました。期待を感じさせる一幕だったのではと思います。

▶大阪高裁での美浜3号仮処分(第6回審尋)は、双方からのプレゼンがありました。原告人(住民側)からは、老朽化、地震、地震発生層、避難計画の不備について説明し、関電側からは、震源近傍、ばらつき条項について説明がありました。原告人側からの説明はわかりやすく明確で、関電側は、明確な主張ではなく、あげ足取りをしている感じでした。

このプレゼンで面白いことがありました。双方のプレゼン終了後、女性の裁判官が、双方に質問しました。関電側に対して「敷地の極近傍の地震に対して、念のための検討をしなかった理由は何ですか」と問われました。しかし関電代理人は答えることが出来ず、しばしの沈黙となりました。裁判官が催促すると、「この場では答えられないので後日書面で回答したい」と答えました。すると、裁判長が、「今回で最終審尋なので…」と答えを求めました。関電側は「該当しないと判断した」と答えるのがやっとのことでした。関電代理人の狼狽ぶりは私にもよくわかりました。

▶このやり取りを見ていて、私は3年前に大阪地裁で勝訴した国相手の大飯原発訴訟を思い出しました。ばらつき条項で勝訴した判決文には、「本件ばらつき条項第2文は、経験式が有するばらつきを考慮して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必要があるか否かということを求めているのであるが、原子力規制委員会においてそのような検討をしたという主張も立証もない」と断じています。ばらつきの上乗せと極近傍の上乗せ、検討すらしていない関電は、根本的に安全に対する姿勢がなっていません。

福井地裁、大阪高裁の仮処分決定は、双方とも3月には出る予定です。美浜3号については、両裁判所とも極近傍地震に関心を高く持たれているのですが、私たちは、極近傍だけでなく地震のばらつきや避難計画の不備など、そしてどの問題にも関係する老朽化があることを忘れてはならないと思います。

☆ 司法が問われる今回の仮処分決定

福井地裁と大阪高裁、どちらの裁判体とも常識的な感覚を持っていると感じます。ただ、国が原発を最大限活用すると舵を切った中で、裁判所が正当な判断をしてくれるのか不安はありますが、自民党の裏金問題で国民の信頼が揺れている今なら、まっとうな判断をしてくれるのではと期待を持ちます。

福井地裁、大阪高裁の決定は、私たちの平穏無事な未来を占う大切な判断になります。